

## IV. 保存管理計画

### 1. 基本方針

鹿児島(鶴丸)城跡は、中世山城の城山に手を加え居城とする一方、麓には稲荷川、甲突川を南北の境とし、その中央部に本丸・二之丸・御厩で館を整え、錦江湾へと続く位置には各種の役所を配し、琉球国との交易拠点となる湊には築地を整備した。さらに中世から続く地方統治に外城制を残し御内城(内城)の外衛とするなど、日本の中・近世の城郭には類例のない惣構えであった。

内城には天守や重層な櫓は造られていないが、本丸三方を堀と石垣で囲う屋形造りは南九州の城には例の少ない構造である。しかし前章Ⅲ-5でも述べたように鹿児島(鶴丸)城跡の保存管理に際しては、様々な課題を抱えていることも事実である。このため、鹿児島(鶴丸)城跡の実像を明らかにし、本質的価値を守り引き継ぐために保存管理を実施する上で核となるべく方針を以下に示す。

1. 鹿児島(鶴丸)城跡の特色ならびに本質的価値をよく保存し、広く公開活用する。
2. 遺構の保存と顕在化に努め、城跡の特色が一層伝わる整備を目指す。
3. 歴史遺産として本来の姿で保存することに努め、歴史的建造物や遺構の復元整備を進めるにあたっては、調査から得られた史実を踏まえる。
4. 鹿児島(鶴丸)城跡の指定範囲の拡大については、遺構等の残存状況を見ながら、将来的に指定への取り組みを検討する。
5. 上記項目の実施に向けて、鹿児島(鶴丸)城跡の保存・活用のための将来像を計画する。鹿児島(鶴丸)城の保存整備や復元の際は、城跡のどの時期の姿とするかを定める。
6. 鹿児島(鶴丸)城の保存管理・整備活用においては、城の調査研究を長期的な展望をもって組織的かつ継続的に実施し、その成果に基づき、県民・市民・地域住民の積極的な参加とその仕組みづくりを、さらに市民・学識者・企業・行政による協働の体制づくりを検討する。
7. 鹿児島(鶴丸)城跡の範囲を明確にし、常に新たな情報を発信しつつ、広く来訪者や県民・市民に親しみと理解が得られる保存・活用策を充実していく。

以上の方針に基づき以下IV章ならびにV章の検討を行う。

## 2. 史跡の本質的価値と構成要素

### 1) 史跡の本質的価値

鹿児島（鶴丸）城は、初代藩主家久が関ヶ原の合戦直後の慶長6年頃（1601）に築城を開始し、十数年を経た慶長末年頃におよその完成をみたとされる。家久は築城にあたり、貴久をはじめ歴代の島津家当主が関心を持っていた城山に本丸・二之丸を置き、麓に屋形を整えた。この城の本質的価値について、以下にまとめる。

#### (1) 城の成り立ちと構成

鹿児島（鶴丸）城は、城山の山城と麓の屋形（居館）から成り立っている。

#### (2) 屋形（居館）の充実と海外交易

屋形は徐々に充実し、探勝園や花園、能舞台等の文化的施設、造士館や演武館、開成所等の人材育成施設が整い、琉球（琉球館）を窓口とした海外交易も盛んであった。

#### (3) 日本の近代化における殖産興業と歴史痕跡

- ・ 11代藩主島津斉彬は、近代化産業施設である理化学の実験施設や電信等、先見性にあふれた施設を整備していた。
- ・ 本丸・御厩等の石垣の一部には西南戦争時のものと思われる弾痕跡が見られ、城山には堡壘や胸壁等が遺っている。



山城と屋形（居館） S23米軍撮影（部分）（国土地理院所蔵）



屋形の充実  
「島津御本丸前面景」（鹿児島県立図書館所蔵）



探勝園の電信使用記念碑



本丸の石垣に遺る歴史痕跡

以上のように、鹿児島（鶴丸）城跡の本質的価値をまとめ、この価値を護り、あるいは広く普及啓発を進める。

## 2) 鹿児島(鶴丸) 城跡の本質的価値の構成要素

鹿児島(鶴丸) 城跡の本質的価値と価値の構成要素と内容を下表にまとめる。

表IV-1 構成要素一覧表

本質的価値	構成要素	
	構成	内容
<p>1) 城の成り立ちと構成</p> <p>鹿児島(鶴丸) 城は、城山の山城と麓の屋形(居館)から成り立っている。</p>	<p>&lt;城山&gt;</p> <p>近世初頭の山城</p> <p>&lt;本丸&gt;</p> <p>&lt;二之丸・御厩・その他(役所丸)&gt;</p> <p>近世平城</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本丸、二之丸、御厩の石垣と堀</li> <li>・御楼門や北御門の橋</li> <li>・御楼門礎石</li> <li>・御角櫓や多門櫓の礎石</li> <li>・本丸御庭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は山城全体で大規模な土塁や空堀、城山曲輪及び大手口、搦手口(新照院口)等が確認される。</li> <li>・石垣は、溶結凝灰岩による精緻な算木と築石で構築されている。</li> <li>・堀内の石垣基礎部分には、胴木や丸太杭を入れ、基礎の安定化を図っている。</li> <li>・堀は本丸の三方に廻らせ城山からの湧水を水源としている。</li> <li>・橋は、築城当時は木橋であり、文化7年(1810)に石橋に架け替えている。</li> </ul>
<p>2) 屋形(居館)の充実と海外交易</p> <p>屋形は徐々に充実し、探勝園や花園、能舞台等の文化的施設、造士館や演武館、開成所等の人材育成施設が整い、琉球(琉球館)を窓口とした海外交易も盛んであった。</p>	<p>&lt;屋形の充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御厩、その他(役所丸)</li> <li>・探勝園、花園</li> </ul> <p>&lt;交易拠点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築地</li> <li>・琉球館</li> <li>・唐物方</li> </ul> <p>&lt;文化的施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二之丸庭園</li> </ul> <p>(・仙巖園)</p> <p>&lt;人材育成施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造士館、演武館、開成所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎖国時代に、海外との交易口として鹿児島(琉球)、長崎、対馬、松前の四つの口の一つとなる湊及び築地を城周辺に整備していた。</li> <li>・名山堀を隔て、鹿児島湊(築地)をもつ、琉球交易や離島との交通拠点</li> <li>・琉球館が備えられ、琉球との貿易が行われていた、江戸期海外に開かれた四つの口の一つであった。</li> <li>・桜島や錦江湾を借景とした雄大な造りと、繊細な池泉回遊式庭園で国の名勝ともなっている。</li> <li>・薩摩藩が江戸時代後期に設立した藩校で、西郷隆盛や大久保利通を輩出した。</li> </ul>
<p>3) 日本の近代化における殖産興業と歴史痕跡</p> <p>11代藩主島津斉彬は、近代化産業施設である理化学の実験施設や電信等、先見性にあふれた施設を整備していた。また本丸・御厩等の石垣の一部には西南戦争時のものと思われる弾痕跡が見られ、城山には堡壘や胸壁等が遺っている。</p>	<p>&lt;近代化産業施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐圧式水道施設</li> </ul> <p>&lt;歴史痕跡&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本丸、御厩の石垣</li> <li>・御楼門前の石畳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島城跡の北西に3.0kmの冷水より水道を引き、鹿児島城下にも分水した。</li> <li>・明治日本の産業革命遺産の構成資産として、世界文化遺産となっているもの前段階のものがある。</li> <li>・西南戦争時の弾痕が石垣の表面に遺っており、当時を物語る重要な遺構である。</li> </ul>

### 3) 鹿児島（鶴丸）城跡の現代的な利用に関する施設等

天保の絵図に見る役所丸の区画は、現在までの調査から大きな違いがないものと考えられる。このことは、名山小学校周囲の石垣がそのまま遺存していることから窺える。公共施設用地の外周部には区画ごとに造られた石垣や石堀の跡、あるいは建物の雨落ちや側溝等、輪郭を示す遺構も今後の調査で確認されることも多くあると思われる。これらの遺構を尊重しながら、現代的な利用から整備された施設及びその周辺では、歴史的風致を意識したあり方を目指し、遺跡との共生を図る。

表IV-2 施設一覧表

範囲	現代的な利用に関する施設 (主に公共施設)	構成要素	
		構成	内容
城山・本丸・二之丸・御厩・その他	(城山) ・公園等の利用施設	園路  展望台  休憩所 駐車場 石碑	・城山自然遊歩道 (M23年開設)  ・城山展望台 (M23年開設)
	(本丸・二之丸・御厩) ・公共建物施設等	黎明館 図書館 美術館 文学館  駐車場 医療センター	・県立歴史資料センター (S58年開設) ・県立図書館 (S55年開館) ・市立美術館 (S60年開館) ・近代文学館 (H10年開館) ・西郷隆盛像 ・薩摩義士碑 ・照国神社 ・探勝園 (島津三公像)
	(その他役所丸・築地)	鹿児島市役所 名山小学校 都市公園  中央公民館 県政資料館 県民交流センター	・登録有形文化財 ・外周の石堀 ・中央公園の演武館、造士館碑 ・みなと大通り公園 ・登録有形文化財





### 3. 保存管理の方法

#### 1) 地区の選定

本計画における鹿児島(鶴丸)城跡の範囲は、国指定史跡、県指定史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地、未指定地などに大別される。このため、地区区分(図IV-2参照)を行い、地区ごとに保存管理の方針や方法について示す。

#### 2) 国指定の範囲(A-①)

##### 取扱い方針

##### ○現状

- ・鹿児島(鶴丸)城跡の中核を占める地区であるとともに、鹿児島城の本質的価値を構成する重要な地区である。
- ・国の天然記念物の範囲でもある。

##### ○保存管理の基本方針

- ・現状保存を原則とする。
- ・管理団体である鹿児島市が保存活用計画の策定準備を行っており、今回は必要最小限の範囲において、暫定的な取扱い方針とする。

##### ○保存管理の具体的方法

- ・地下遺構に影響を及ぼす行為は原則認めない。
- ・史跡整備を目的とする場合、遺構の保全に万全を期すとともに、史跡の景観等に配慮した内容とする。
- ・斜面崩落などの自然災害に対しては、関係部署と連携して防災上必要な応急措置をとり、速やかに復旧等の対策を講ずる。
- ・城山公園の樹木の管理は鹿児島市城山公園保全計画によるものとする。

##### ○活用・運営に伴う管理

- ・空堀や土塁等の露出している遺構は、利用者が鹿児島(鶴丸)城跡への理解が得られるよう工夫に努める。
- ・地下に埋蔵されている遺構や、鹿児島(鶴丸)城時代以外の遺構等については適切な保護措置を講ずる。
- ・鹿児島(鶴丸)城全体の顕在化に努めるために、調査研究を組織的かつ継続的に実施し、その成果を県民、市民、地域住民へ還元する。

### 3) 国指定範囲の隣接地（A－②）

城山及びその裾野一帯を国指定範囲の隣接地とする。周知の埋蔵文化財包蔵地「上山城跡」を含む。

#### 取扱い方針

##### ○現状

- ・ 鹿児島（鶴丸）城跡の中核を占める地区であるとともに、西南戦争の激戦地でもある。
- ・ 土地改変されているが、縁辺部には鹿児島（鶴丸）城時代の名残を残す。

##### ○保存管理の基本方針

- ・ 現状保存が望ましい。

##### ○保存管理の具体的方法

- ・ 鹿児島（鶴丸）城に関連する遺構等が確認された場合、その保護に努めるとともに、追加指定を検討する。
- ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地内における諸開発行為は、文化財保護法による手続きに従い実施する。
- ・ 史跡整備を目的とする場合、遺構の保全に万全を期すとともに、史跡の景観等に配慮した内容とする。
- ・ 斜面崩落などの自然災害に対しては、関係部署と連携して防災上必要な応急措置をとり、速やかに復旧等の対策を講ずる。
- ・ 城山公園の樹木の管理は、鹿児島市城山公園保全計画によるものとする。

##### ○活用・運営に伴う管理

- ・ 残存している遺構については、利用者に鹿児島（鶴丸）城跡への理解が得られるよう工夫に努める。
- ・ 地下に埋蔵されている遺構や、鹿児島城時代以外の遺構等については文化財保護法により適切な保護措置を講ずる。
- ・ 鹿児島（鶴丸）城全体の顕在化に努めるために、調査研究を組織的かつ継続的に実施し、その成果を県民、市民、地域住民へ還元する。



#### 4) 県指定及び保全区域の範囲（B-①）

##### 取扱い方針

##### ○現状

- ・ 鹿児島（鶴丸）城跡の中枢を占める地区であるとともに、西南戦争の激戦地でもある。
- ・ 背後に国指定史跡及び天然記念物「城山」が位置するが、本来両者は一体をなすものである。
- ・ 保全区域とは、石垣等より内側の一体となって保護すべきとされた範囲で、本丸跡では指定地より内側15m、御厩では指定地より内側3mの範囲を指す。
- ・ 保全区域と黎明館との間には、麒麟の間関連遺構や能舞台関連遺構等が遺存しており、この一帯も当区域に含めるものとする。
- ・ 樹木は、修景性や鑑賞目的で藩政期以降に植栽されたもの、各種記念樹、後世に自生したものの3形態の植生で構成されている。

##### ○保存管理の基本方針

- ・ 現状保存を原則とし、計画的な保存を行う。
- ・ 保全区域及びその周辺において、鹿児島（鶴丸）城時代の遺構等が遺存している場合は、追加指定を目指すものとする。

##### ○保存管理の具体的方法

- ・ 地下遺構に影響を及ぼす行為は原則認めない。
- ・ 史跡整備を目的とする場合、遺構の保全に万全を期すとともに、史跡の景観等に配慮した内容とする。
- ・ 自然災害に対しては、関係部署と連携して防災上必要な応急措置をとり、速やかに復旧等の対策を講ずる。
- ・ 保全区域では、地下遺構の残存状況を確認する調査等を計画的に実施し、遺構の保護に努めながら、史跡の追加指定を目指す。
- ・ 石垣の劣化等が認められる場合は、総合的な調査を実施し、修復の必要性を検討し、修復等が必要な場合は、藩政期石垣と同等の素材を用い、伝統的技術・技法・工法に基づき修理を行う。
- ・ 石垣の変状・劣化の管理は、継続的な定点観測と日常の目視による順応型管理で対応する。
- ・ 後世に付加された石垣・石塀は撤去等を検討するが、必要に応じて明示や表記等に努めるものとする。
- ・ 樹木の管理は、歴史性に配慮し遺構等への影響が生じないように適切に行う。



#### ○活用・運営に伴う管理

- ・遺構は、利用者が鹿児島（鶴丸）城跡への理解が得られるよう工夫に努める。
- ・地下に遺存している遺構や、鹿児島（鶴丸）城時代以外の遺構等については適切な保護措置を講ずる。
- ・建造物等を復元する場合は、文献調査や発掘調査等を実施するなどして歴史的建造物の復元を目指すとともに、周辺城郭との比較検討を実施するなど総合的に検討して実施する。
- ・石垣表面の劣化を防止するため、定期的に清掃・除草管理を行う。
- ・鹿児島（鶴丸）城全体の顕在化に努めるために、調査研究を組織的かつ継続的に実施し、その成果を県民、市民、地域住民へ還元する。

### 5) 県指定範囲の隣接地（B-②）

黎明館や県立図書館等の公共施設を含む一帯で、本来国及び県指定となっている範囲と一体をなすべき土地である。

#### 取扱い方針

##### ○現状

- ・本来、鹿児島（鶴丸）城跡の中枢を占める地区であり、県指定範囲の隣接地とする。周知の埋蔵文化財包蔵地「鹿児島（鶴丸）城跡」、「造士館・演武館跡」、「名山遺跡」、「垂水・宮之城島津家屋敷跡」等を含む。

##### ○保存管理の基本方針

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地に向けて取組を検討する。
- ・現状保存が望ましい。

##### ○保存管理の具体的方法

- ・鹿児島（鶴丸）城に関連する遺構等が確認された場合、土地所有者等にその重要性について理解を求め、保護に努めるとともに、追加指定を検討する。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地内における諸開発行為は、文化財保護法による手続きによるものとする。
- ・史跡整備を目的とする場合、遺構の保全に万全を期すとともに、史跡の景観等に配慮した内容とする。
- ・自然災害に対しては、関係部署と連携して防災上必要な応急措置をとり、速やかに復旧等の対策を講ずる。

##### ○活用・運営に伴う管理

- ・遺存している遺構については、利用者に鹿児島（鶴丸）城跡への理解が得られるよう工夫に努める。

- ・地下に残存している遺構や、鹿児島（鶴丸）城時代以外の遺構等については文化財保護法により適切な保護措置を講ずる。
- ・建造物等を復元する場合は、文献調査や発掘調査等を実施するなどして歴史的建造物の復元を目指すとともに、周辺城郭との比較検討を実施するなど総合的に検討して実施する。
- ・鹿児島（鶴丸）城全体の顕在化に努めるために、調査研究を組織的かつ継続的に実施し、その成果を県民、市民、地域住民へ還元する。

## 6) 未指定区域（C）

本来は鹿児島（鶴丸）城域として周知されるべき範囲である。現在、周知の埋蔵文化財包蔵地とされておらず、公共施設をはじめとする様々な施設が存在している。周知の埋蔵文化財包蔵地とするのが望ましい範囲である。

### 取扱い方針

#### ○現状

- ・本来、鹿児島（鶴丸）城域であり、地名として残る名山堀を含む。周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接するが法的な保護がなされていない区域。

#### ○保存管理の基本方針

- ・鹿児島（鶴丸）城域であるという認識に基づき、土地所有者等の理解を得ながら、周知の埋蔵文化財包蔵地とするように努める。
- ・現状保存が望ましい。

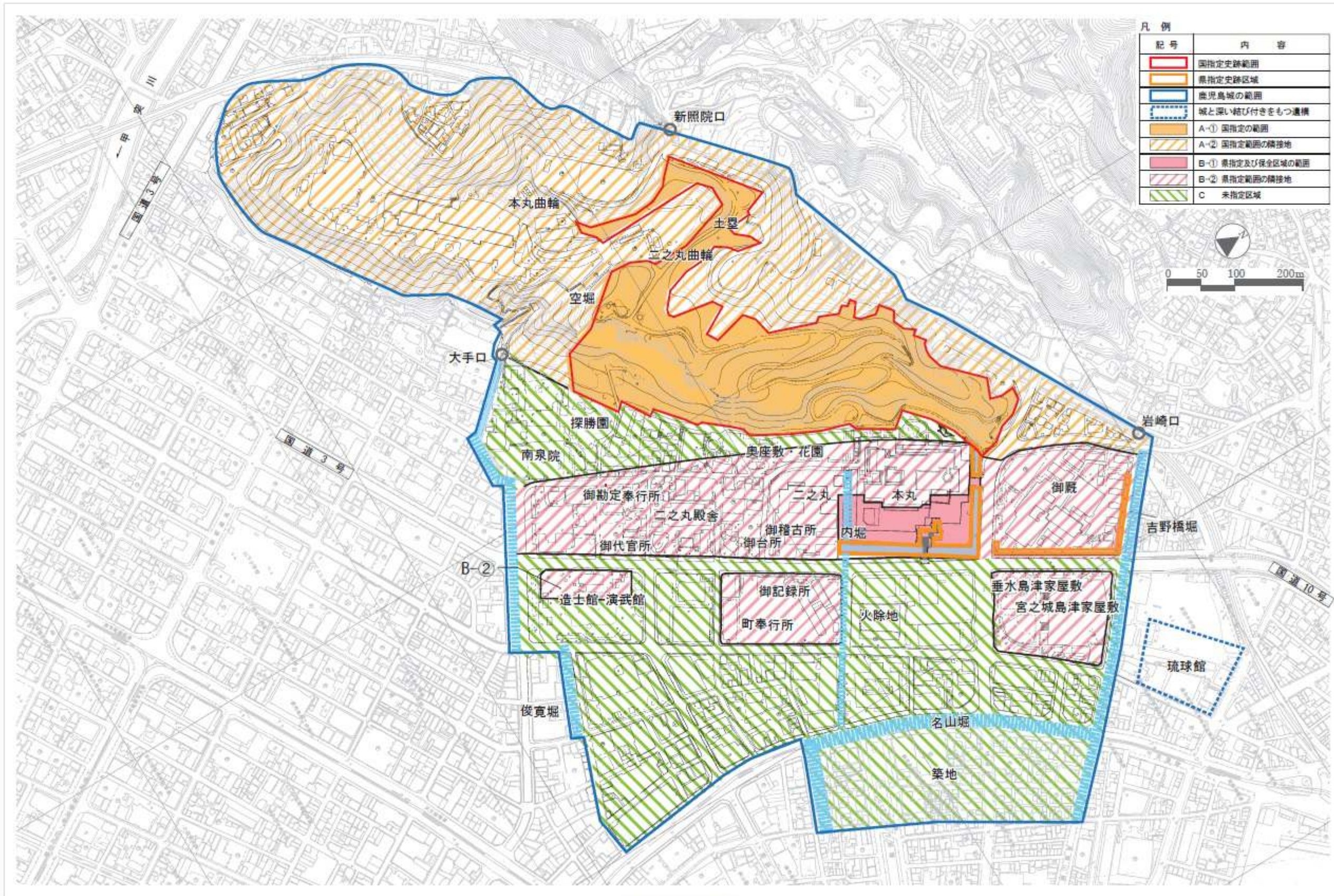
#### ○保存管理の具体的方法

- ・公共用地における諸開発により土地の掘削が行われる場合、事業主体と協議を実施し、遺構の残存状況を把握するよう努める。
- ・民有地における諸開発により土地の掘削が行われる場合、土地所有者の理解と同意を基に協議し、遺構の残存状況を把握するよう努める。
- ・鹿児島（鶴丸）城に関連する遺構等が確認された場合、周知の埋蔵文化財包蔵地とするとともに、土地所有者等にその重要性について理解を求め、保護に努める。
- ・鹿児島（鶴丸）城域であるという認識に基づき、周辺の遺構との関連や文献等も考慮しながら、他の地区に準じて取扱うよう努める。

#### ○活用・運営に伴う管理

- ・残存している遺構については、利用者に鹿児島（鶴丸）城跡への理解が得られるよう工夫に努める。
- ・鹿児島（鶴丸）城全体の顕在化に努めるために、調査研究を組織的かつ継続的に実施し、その成果を県民、市民、地域住民へ還元する。





図IV-2 地区区分図







## 4. 現状変更の取扱方針及び基準

### 1) 現状変更の取扱に関する基本的事項

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるが、国指定地内において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可が、県指定地内において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は県文化財保護条例第34条に基づき、教育委員会の許可が必要となる。

当該史跡において、現状変更の許可申請が必要となる行為として多様な事項が想定されるが、指定区分を問わず分類すると、およそ以下のとおりである。

- ア. 建築物の新築、改築、移転または除却
- イ. 工作物・土木構造物の新築、改築、移転または除却
- ウ. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等による地形の改変
- エ. 木竹の伐採、植栽
- オ. 地下埋設物の設置、撤去
- カ. 建築物・工作物等の色彩変更
- キ. 発掘調査及び保存整備
- ク. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を充分踏まえたうえで検討し実施する必要があるが、事業主体は国指定区域であれば、文化庁及び県教育委員会、市教育委員会の関係機関と協議を、県指定区域であれば、県教育委員会及び市教育委員会と協議を行ったうえで許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものは立会い）し、重要な遺構が確認された場合は、遺構を保存するための措置を検討して許可を得る必要がある。また、規模の大きな現状変更に際しては、学識経験者などで構成される委員会などに意見を求めるなど、学術調査や検討の結果を踏まえたものとして実施することが望まれる。

## 【文化財保護法】

### （現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（文化庁 昭和25年5月30日法律第214号）

## 【県文化財保護条例】

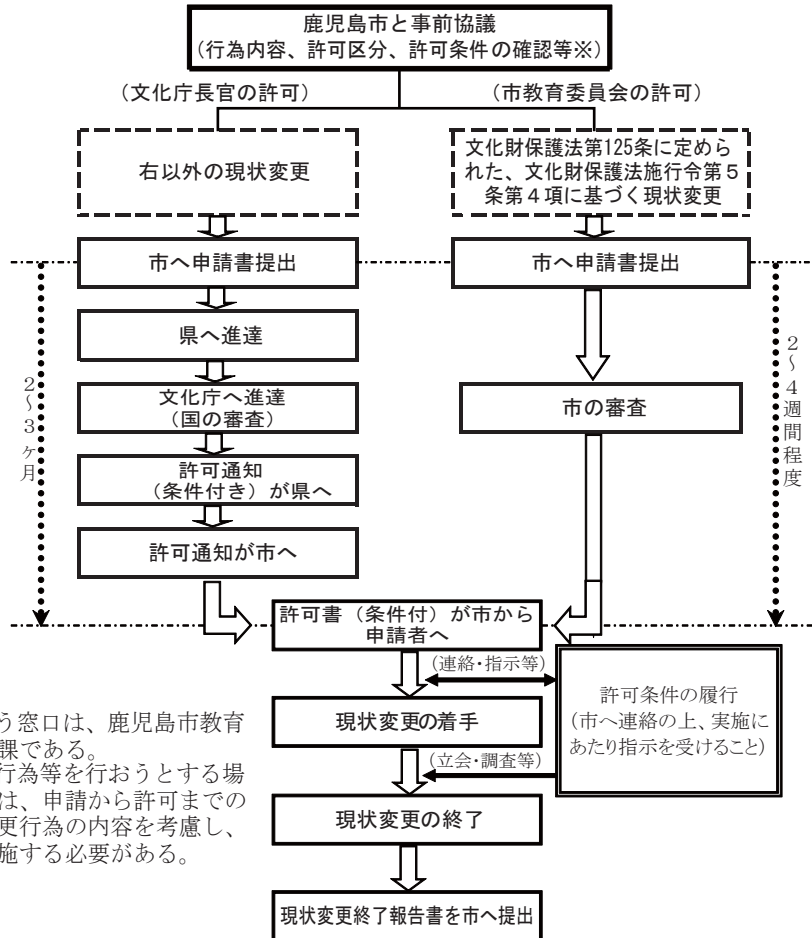
### （現状変更等の制限）

第34条 指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第13条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。（昭50条例50・全改）

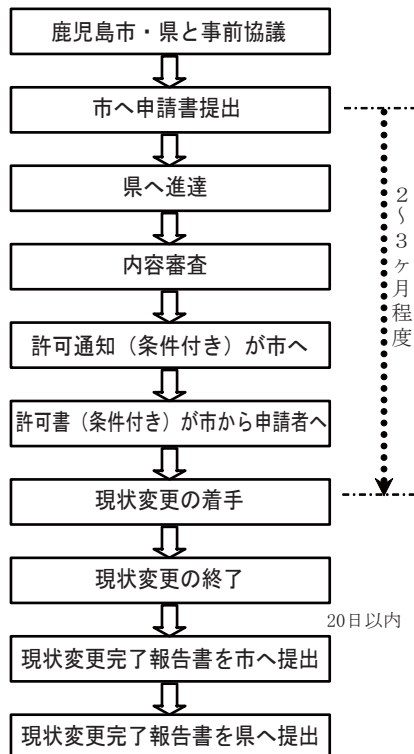
## 2) 現状変更の手続き

### ①国指定史跡に対する現状変更の手続き



- ※ 事前協議を行う窓口は、鹿児島市教育委員会文化財課である。  
実際に建築行為等を行おうとする場合の事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階で実施する必要がある。

### ②県指定史跡に対する現状変更の手続き



### 3) 現状変更の取扱基準

城山（国指定史跡）・本丸・御厩（県指定史跡）部分における現状変更の取扱基準を下表にまとめる。

表IV-3 現状変更の取扱基準

区域区分 方針・基準		国・県の史跡指定地	
		城山・本丸・御厩内の指定地ゾーン	
概要		史跡の本質的価値を構成する主要な遺構や、普及啓発施設等が整備されている。	
方針		原則として史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの、及び防災等の緊急を要する場合の措置以外は認めない。 天然記念物に係る取扱いは、鹿児島市城山公園保全計画による。	
現状 変更 等の 規制	基準		現状維持
	ア. 建築物	新築、改築	保存管理・整備活用に資するもの及び防災上必要なもので、遺構等に及ぼす影響がない、若しくは軽微であるもの以外は認めない。
		移転、または除却	不要になった建築物は、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。
	イ. 工作物・土木構造物	新築、改築	保存管理・整備活用に資するもの及び防災上必要なもの以外は認めない。
		移転または除却	不要になった工作物は、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。
	ウ. 造成(土地の掘削、盛土、切土)等による地形の改変		原則認めない。ただし、遺構に及ぼす影響がない若しくは軽微な変更または発掘調査・防災上必要な場合、史跡の復元整備に伴う変更についてはこの限りでない。
	エ. 木竹	伐採	枯死したもの及び遺構保護、防災、植生保護、景観保全上必要と認められる場合は、遺構を損傷する恐れがないものに限り認める。
		植栽	原則認めない。ただし、史跡の復元整備及び城山の植生保護に伴う現状変更については、石垣及び遺構を損傷する恐れがないものに限り認める。
	オ. 地下埋設物の設置、撤去		原則認めない。ただし、史跡の保存管理・防災上必要な場合のみ遺構の保護を前提に可能とする。
	カ. 建築物・工作物等の色彩変更		史跡の本質的価値を損なうことなく、周辺環境と調和のとれるものに限り認める。
キ. 発掘調査及び保存整備		保存管理・整備活用上必要な場合に限り、最小限の範囲で認める。	
ク. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為		保存管理・整備活用に資するものあるいは防災上必要なもので、遺構等に及ぼす影響がない若しくは軽微であるもの以外は認めない。	